

茨木市みどりの基本計画について

1. 「緑の基本計画」について
2. 対象とするみどりについて
3. 改定スケジュール

「緑の基本計画」について

1. 「緑の基本計画」とは？（現行計画より）

「緑の基本計画」は、都市緑地法第4条に基づき市町村が定める計画で、中長期的な視野に立って、緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、その目標と実現のための施策等を内容として策定する緑のオープンスペースの総合的計画。

本市の緑の保全・整備や活用のあり方等に関し、平成28年（2016年）より概ね25年後を見通しつつ、10年後の目指すべき将来像とそれを実現するための各種取組の方針などを定める。

2. 茨木市緑の基本計画について

策定年次 平成28年に改定、令和4年3月に中間見直し

緑の将来像 人持ちで 緑を育て 緑が育む ほっといばらき

～活発な市民活動と協働によってまちを豊かにする、質の高い緑の保全・創造・再生と活用～

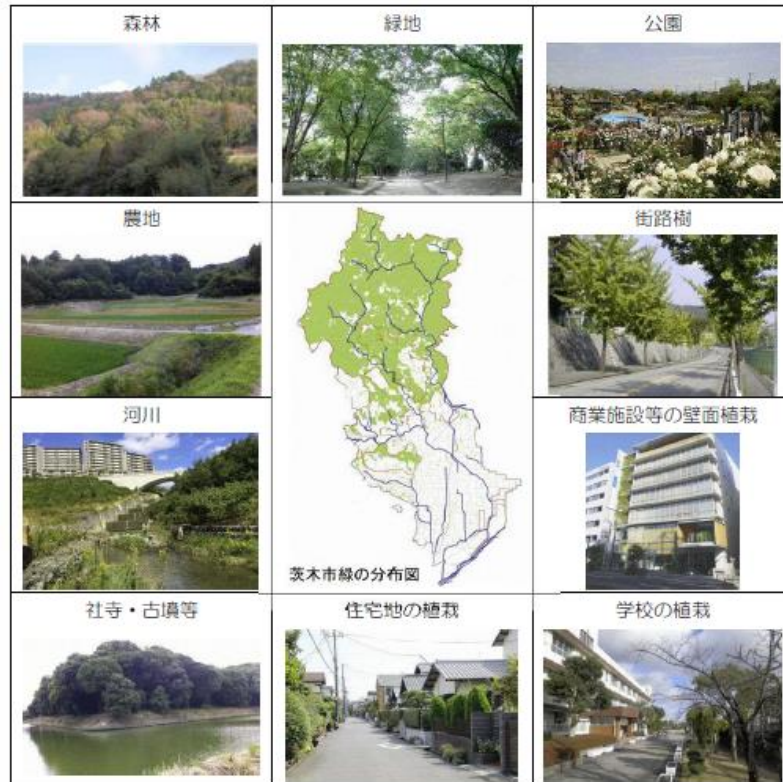
目標年次（令和8年／2026年）を迎えるにあたり、
現行計画に基づく取組状況や、
みどりを取りまく社会情勢の変化等を踏まえた改定が必要

本計画で対象とする「みどり」

現行計画を踏襲するとともに、活動についても対象とするみどりとして新たに定義する。

○みどりとは・・・周辺山系の森林、都市の樹林・樹木・草花・公園、農地
並びにこれらと一体となった水辺及びオープンスペース、
及びこれらの活用・保全・整備に関する活動

■対象とするみどり（現行計画）



■新たに定義として加えるみどり



緑地を活用した蚤の市(茨木市HPより、元茨木川緑地)



市民ボランティアによる公園での花壇づくり(茨木市HPより、バラ園の維持管理)



オープンスペースを活用したイベント(茨木市HPより、IBALAB@広場)



市民団体による自然観察イベント(きゃぱすHPより、茨木バラとカシの会活動)



改定スケジュール(予定)

